

## 令和6年度

### 水洗便所改造等資金・排水設備設置資金

#### 貸付制度の手引

函館市企業局管理部料金課 TEL 27-4132

#### 貸付制度

貸付を受けることができるのは、処理区域内の建物の所有者または建物所有者の同意を得た占有者※で、その所有または占有する建物のくみ取り便所を水洗便所に改造し、かつ、当該改造に伴い排水設備を設置しようとする方あるいは浄化槽の切替工事をしようとする方です。

※占有者とは…賃貸契約者の借主のこと

#### 貸付内容

##### 1. 水洗便所改造等資金

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| ① 貸付額         | 大便器1基につき<br>46万円以内（1,000円単位）    |
| ② 限度額         | 368万円以内（8基相当分）                  |
| ③ 利子          | 無利子                             |
| ④ 償還方法        | 40回以内の元金均等払い<br>（特に認める場合は50回以内） |
| ⑤ 延滞違約金       | 延滞した場合、年10.95%の延滞違約金            |
| ⑥ 当該年度内貸付額の上限 | 368万円以内                         |

##### 2. 排水設備設置資金（浄化槽の切替）

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| ① 貸付額   | 20万円以内（1,000円単位）     |
| ② 利子    | 無利子                  |
| ③ 償還方法  | 20回以内の元金均等払い         |
| ④ 延滞違約金 | 延滞した場合、年10.95%の延滞違約金 |

#### 貸付対象外

- ① 官公庁・法人の所有する建物
- ② 新築・増改築の建物（建築確認申請を要する場合）
- ③ 居住用でない建物（店舗・事務所・工場等）
- ④ 収入もしくは所得の要件の上限を超えている方（P2参照）

貸付の要件

	申請者	連帯保証人（1人）
条件	市内に存在する建物の所有者または所有者の同意を得た占有者。	独立の生計を営んでいること。 ただし、同居の子の場合は一定の収入を有すれば保証人は可。 <b>配偶者は連帯保証人になれない。</b>
居住地	居住地は問わない。	市内に居住していること。 ただし、申請者との続柄が親子、兄弟、配偶者の親、配偶者の兄弟の場合は市外でも良い。（P14 参照）
市税等の納付	<u>令和5年度分の市税および函館市企業局に対する全ての債務に滞納がないこと。</u>	<u>令和5年度分の市税および函館市企業局に対する全ての債務に滞納がないこと。</u>
収入もしくは所得	令和5年中の年間総収入が、給与所得者は <u>給与収入額</u> で <b>1,092,000</b> 円～11,950,000 円であること。ただし、所得金額調整控除を適用されている場合の給与収入の上限は12,100,000 円になります。 事業所得者は <u>所得額</u> で <b>1,092,000</b> 円～10,000,000 円であること。 なお、建物所有者に収入が全くない場合でも、収入が基準額を満たす親族が代理で申請できます。（建物所有権に関する理由書の提出が必要 <b>別紙1</b> ） また、建物所有者の収入が基準額に満たない場合でも、同居している家族の収入もしくは親族からの仕送りと合算で基準額を満たす場合は貸付を受けられます。（所得基準に関する理由書（下限）の提出が必要 <b>別紙2</b> ） <u>複数のくみ取り便所を水洗化する場合、基数に応じて収入要件があります。（P4 参照）</u>	<u>1,438,000 円以上の収入を有すること。</u>
50回償還を認める場合	<u>申請者の収入または所得が174万円以下の場合で、貸付額が46万円以下で、40ヶ月償還が困難であると認められる場合。</u> （50回償還理由書と償還の理由を明らかにできる書面の提出が必要 <b>別紙3</b> ）	

貸付関係書類	申請者	保証人
<p><b>市・道民税納税証明書（令和5年度分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市発行納税証明書（本庁・各支所で発行）</li> <li>* 非課税の場合は年税額欄に非課税と記載のある課税証明書</li> <li>* 市外居住者は居住地の自治体発行のもの（保証人も同様）</li> <li>* 未申告者は市役所市民税担当（本庁2階窓口）へ申告をし、納税証明書または非課税の場合は年税額欄に非課税と記載のある課税証明書</li> </ul> <p><b>！注意</b></p> <p>給与所得者の場合で、年度当初に受け取るその年度内に納付すべき税額を決定した特別徴収税額通知書は、納税をしたことの証明にならないので、市発行の納税証明書を提出してください。</p>	○	○
<p><b>固定資産税納税証明書（令和5年度分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市発行納税証明書（本庁・各支所で発行）</li> <li>* 免税点未満の場合は公課証明書（共有の場合、発行の申請時に代表者氏名の選択可能）</li> <li>* 令和5年1月2日以降に家屋を取得した方は、登記事項証明書（提出日の以前3ヶ月に発行されたもの）、権利書の写し等建物の取得日と建物を取得していることが明らかにできるもの</li> <li>* 建物所有者が死亡し、まだ名義変更していない場合で、現に建物を所有している者が申請する場合は、名義人（死亡者）の固定資産税納税証明書（建物所有権に関する理由書の提出が必要 <b>別紙1</b>）</li> </ul>	○	
<p><b>所得証明書（令和6年度分（令和5年(2023年)中の所得を明らかにできるもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市発行所得証明書（本庁・各支所で発行）</li> <li>* 発行されていない期間に限り令和5年度所得証明書（＝令和4年(2022年)中の所得）</li> <li>* 障害年金や遺族年金等、非課税扱いのため所得証明書に記載されない収入を合算する場合は、日本年金機構等が発行する年金額が記載された通知書の写し（令和5年度分） 例) 年金額改定通知書、年金振込通知書等</li> </ul>	○	○
<p><b>印鑑登録証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 有効期間は工事完成届提出日の以前3ヶ月に発行されたもの</li> </ul>	○	○
<p><b>対象建物を特定できるものの写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 例) 固定資産税納税通知書の表紙および課税明細書、建物の登記事項証明書（提出日の以前3ヶ月に発行されたもの）、権利書</li> <li>* 占有者の場合は、賃貸契約書</li> </ul>	○	

## 複数貸付基数に対する貸付の収入要件

複数のくみ取り便所を水洗便所に改造する場合に収入の要件があります。

収入要件は	2基	1,230,000円	3基	1,368,000円
	4基	1,506,000円	5基	1,644,000円
	6基	1,782,000円	7基	1,920,000円
	8基	2,058,000円以上の収入があること。		

### 貸付額の変更

工事完成後当初申請した貸付額の増額または減額を希望する場合は、増額（別紙4）または減額変更申請書（別紙5）により、完成届書を提出する際に申請してください。

ただし、工事精算額が見積額から減少したことによって貸付額が減額になる場合はこの限りではありません。

### 工事の中止

確認および貸付決定を受けた後、改造工事を中止した場合は、取り止め届（別紙6）を上下水道部業務課へ提出してください。なお、提出済みの書類は返却いたしません。

### 取り消し

貸付決定者が次の各号の一つに該当する場合は、貸付の決定を取り消しまたは貸付金の予定額を減額することがあります。

- ① 貸付の決定を受けた日の属する年度内において、当該貸付の決定を受けた日から6ヶ月以内に工事を完成しないとき。
- ② 偽り、その他不正の行為により貸付の決定を受けたとき。
- ③ 完成検査の結果、工事が申請の内容と著しく相違するとき。

### 収入印紙

借用書に貼付する収入印紙は次のとおりです。

借用金額		印紙税額
1万円を超え	10万円以下	200円
10万円を超え	50万円以下	400円
50万円を超え	100万円以下	1,000円
100万円を超え	500万円以下	2,000円

## 申請書等の記載

貸付申請関係書を作成する場合は、次の事項に注意の上、作成してください。

- ① 住所は、市町村名から記載すること。（例 函館市〇〇町〇〇番〇〇号）  
**（連帯保証人が申請者と同住所であっても「同上」とは記載しないこと）**
- ② 氏名欄は申請者、保証人がそれぞれ自署すること。
- ③ 借用書に押印する印鑑は、印鑑登録をした印鑑で鮮明に押印すること。
- ④ 訂正方法

修正液や修正テープ、砂消しゴム等で修正せず、下記A、Bの要領で訂正すること。

（ただし、氏名欄および申請書の申請金額の欄は訂正が出来ませんので、作り直しをお願いします。）

A. 署名による書類（申請書等）については、間違えた箇所に二重線を引いて訂正し、訂正箇所付近に申請者の氏名を署名すること。


B. **借用書、委任状兼振込口座依頼書**については、訂正印（押印欄に押印した印鑑）で処理をすること。

A

電話番号	
年収額 または 所得額	2,000,000 <del>7,770,000</del> 円 末広太郎

B

委任者  
(貸付決定者)

住所：函館市  末広町J番  
氏名：末広太郎

## 貸付金の支払い

貸付金の支払いは、毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日（土日祝日等で前後します。）の6回になります。支払方法は銀行振込で、完成届提出後完成検査を経て約1ヶ月以内で振込予定です。

例					
	5/31	6/1~15	6/20		
改造工事	(完成届提出)	完成検査	支出負担行為	(支払い)	

- \* 貸付金は、「貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書」に記載の金融機関に振込みます。振込口座の「通帳の写し」（金融機関名・口座番号・口座名義の確認ができるもの）および、工事施工業者から貸付金申請者への当該工事代金全額の「請求書の写し」を添付してください。
- \* 納入通知書は、借受人に送付いたします。
- \* 貸付が決定しましたら、「貸付通知書」を借受人および工事施工業者に送付いたします。

## 口座振替

口座振替による貸付金の返済は、**貸付申請書を提出する際に**、口座振替依頼書に必要事項を記載の上、金融機関に届け出ている印鑑を押印し提出してください。

## 申請時提出書類

貸付申請書は、上下水道部業務課へ排水設備計画確認申請書と同時に提出してください。また、提出の際は各書類をよくご確認の上、提出してください。

申請者	保証人	備 考
○	○	申請者・保証人の職業は詳細に記入 ＊ 収入がない場合は代理申請可→建物所有権に関する理由書（別紙1） ＊ 収入が不足の場合→所得基準に関する理由書（別紙2）
○	○	令和5年度分 ＊ 非課税の場合は年税額欄に非課税と記載のある課税証明書
○		令和5年度分 ＊ 免税点未満は公課証明書 ＊ 令和5年1月2日以降に家屋を取得した場合は登記事項証明書、権利書の写し等建物の取得日と建物を取得していることが明らかにできるもの ＊ 名義変更していない場合→建物所有権に関する理由書（別紙1）
○	○	令和6年度分 ＊ 障害年金や遺族年金等、非課税扱いのため所得証明書に記載されない収入を合算する場合は、日本年金機構等が発行する通知書等の写し（令和5年度分）
○		＊ 例）固定資産税納税通知書の表紙および課税明細書，登記事項証明書，権利書 ＊ 占有者の場合は賃貸契約書

**完成時提出書類**

完成時の提出書類は、上下水道部業務課へ完成届出書と同時に提出してください。

	申請者	保証人	施工業者	備考
借 用 書	○	○	—	貸付金申請者（借受人）・保証人それぞれの自署および印鑑登録印の押印。 収入印紙を貼付し申請者と保証人の消印を押す。
印 鑑 登 録 証 明 書	○	○	—	完成届提出日の、以前3ヶ月に発行されたもの
貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書	○	—	○	貸付金申請者（貸付決定者）の自署・印鑑登録印の押印、排水設備工事業者の記名・押印が必要
通 帳 の 写 し	—	—	○	指定する口座の「通帳の写し」（金融機関名・口座番号・口座名義の確認ができるもの）
請 求 書 の 写 し	—	—	○	工事施工業者から貸付金申請者への当該工事代金 <u>全額</u> 記載のもの

## 建物所有権に関する理由書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所  
申請者  
氏 名

私は、貸付金制度の利用にあたり、下記の理由により建物所有者に代わり申請します。

記

建物所有権に関する理由

---

---

---

### (記載例1)

建物所有者の函館太郎（続柄 父）が、〇〇年 〇月〇〇日死亡したが、名義変更未了のため。

### (記載例2)

建物所有者の函館花子（続柄 妻の母）から、〇年 〇月 〇日譲渡されたが、名義変更未了のため。

### (記載例3)

建物所有者の函館一郎（続柄 父の弟）が、施設に入所し、建物の管理を任されているため。

### (記載例4)

建物所有者の下水道管太（続柄 父の父）に収入がないため。



## 所得基準に関する理由書（下限）

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所  
申請者  
氏 名

このたび、貸付制度を利用したいと思いますが、私の所得が貸付所得基準を下回っておりますので、下記の収入と合わせ返済します。

記

### 収入の内容

補てん者の住所

---

氏 名

---

申請者との続柄

---

収 入

---

- 注) 1. 収入の補てん者の住所・氏名・申請者との続柄および補てん者の収入（仕送りの場合はその金額）を明記すること。  
2. 収入の補てん者の所得証明書を添付すること。

## 50回償還理由書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所  
申請者  
氏 名

このたび、貸付制度を利用したいと思いますが、下記の理由により、50回で償還したく、よろしく願いいたします。

記

50回償還の理由

---

---

---

---

---

---

---

---

- 注) 1. 償還の理由は具体的な事由を記載すること。  
2. 償還の理由を明らかにできる書面を添付すること。

## 水洗便所改造等資金貸付金増額変更申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申 請 者 氏 名

(電話 ー ー )

住 所

連帯保証人 氏 名

(電話 ー ー )

私は 月 日付けで水洗便所改造等資金の貸付の決定を受けましたが、工事内容を変更したため見積額との差異が生じたので、次のとおり貸付金の増額を申請します。

記

### 変更理由

---

---

---

貸付予定額 (変更前)	工事精算額	貸付申請額 (変更後)
円	円	円

注) 変更理由は**具体的な事由**を記載すること。

## 水洗便所改造等資金貸付金減額変更申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申 請 者 氏 名

(電話 ー ー )

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

(電話 ー ー )

私は 月 日付で水洗便所改造等資金の貸付の決定を受けましたが、次のとおり貸付金の減額を申請します。

記

### 変更理由

---

---

---

貸付予定額 (変更前)	工事精算額	貸付申請額 (変更後)
円	円	円

注) 変更理由は**具体的な事由**を記載すること。

# 取 り 止 め 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申込者

氏 名

先に申請しました、次の排水設備については、工事を取り止めましたので届け出します。

施工場所	函館市 町 丁目 番 号
申請年月日 および番号	申 請 年 月 日
事 由	
施工業者名	住 所 名 称 代表者氏名

## 水洗便所改造等資金貸付制度の主な留意事項

### 1. 貸付金の50回償還について

申請者の収入または所得が174万円以下で、貸付額が46万円以下で、40ヶ月償還が困難と認められる場合に、50回償還を認めます。

### 2. 申請者について

建物所有者に収入が全くない場合は、建物所有権に関する理由書を添付することで、親族※が申請できます。建物所有者に収入はあるが基準に満たない場合は、本人が申請し、収入の補てんについて所得基準に関する理由書（下限）を添付することになりますので、代理申請として扱わないように注意してください。

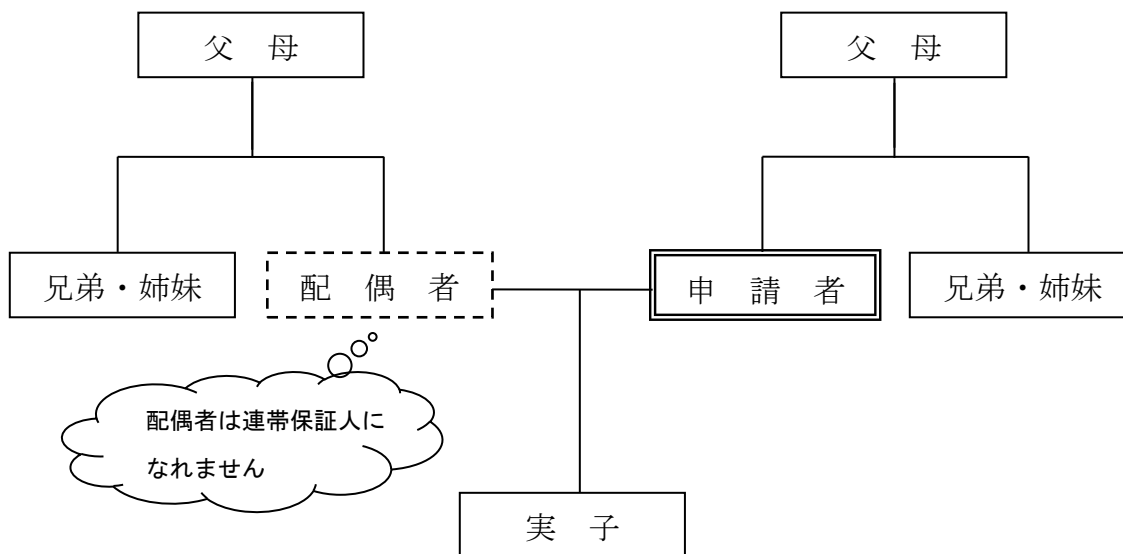
※親族とは…6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のこと

### 3. 連帯保証人の居住地の要件

連帯保証人は、函館市内に居住している方です。

ただし、申請者と続柄が下記図にあてはまる場合は市外居住者であっても認めます。

#### 《市外居住で連帯保証人になれる方》



### 4. 市外居住の申請者・連帯保証人（親子・兄弟）の住民税納税証明書について

市外居住の申請者・連帯保証人（親子・兄弟）の場合も、住民登録している市町村長が発行する納税証明書が必要です。（課税通知書は納税の証明とはならないので注意）

なお、令和5年1月2日以降に函館市に転入した場合は、令和5年1月1日時点で住民登録している市町村の長が発行する納税証明書が必要です。

## 5. 貸付の対象建物について

- ① 建物のうちで対象となるのは、個人所有で居住用の建物に限ります。（専用住宅・併用住宅）
- ② 居住用としていない建物（店舗・事務所・工場等）は貸付の対象外です。
- ③ 新築・増改築による建築確認申請を要しない建物に限ります。

## 6. 理由書の添付書類について

50回償還理由書を申請する場合は、理由を明らかにできる書面を添付してください。

## 7. 口座振替制度の利用について

- ① 手続きは、貸付申請時に貸付申請書に口座振替依頼書を添付し、申し込みいただくか、申請者ご本人さまでポストに投函願います。なお、申込用紙は管理部料金課または水道お客さまセンター（受託者 第一環境(株)）で随時配布しております。
- ② 口座振替依頼書に押印する印鑑は、金融機関に届け出ている印鑑です。

## 8. 納入通知書の配布方法について

納入通知書の配布については、借受人に送付いたします。

## 9. 電算化に伴うふりがなの記載について

当貸付業務は電算処理を行っており、申請者・保証人の氏名にふりがなの入力が必要なので、貸付申請書にふりがなを記載して下さるようお願いいたします。

## 10. 延滞違約金について

借受人が貸付金を償還期限までに償還しないときは、償還した日までの日数に応じ年10.95%の延滞違約金が加算されます。



納税証明書等の交付を受ける際には、証明窓口に来られた方の本人確認を実施しておりますので、本人確認書類（免許証等）を持参して下さい。

### ◎事務連絡

貸付申請審査事務等

管理部料金課調定担当

TEL 27-4132

水洗便所改造等資金 貸付申請書  
排水設備設置資金

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例施行規程第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

種 別		<input type="checkbox"/> 水洗便所改造等資金	<input type="checkbox"/> 排水設備設置資金
申 請 者	住 所	〒	
	(ふりがな) 氏 名	※自署	
	生年月日	年 月 日	
	勤 務 先 住 所	〒	
	勤 務 先		年 収 額 また は 所 得 額 円
連 帯 保 証 人	住 所	〒	
	(ふりがな) 氏 名	※自署	
	生年月日	年 月 日	
	勤 務 先 住 所	〒	
	勤 務 先		年 収 額 また は 所 得 額 円
工事施行場所	函 館 市 町 丁目 番 号 番地		
建 物 区 分	<input type="checkbox"/> 自 家 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> ア パ ー ト	戸 数	戸 基 数 基
工 事 施 行 業 者	住 所 (所在地)	〒	
	氏 名 (名 称)		
工 事 見 積 額	円	貸 付 申 請 額	円 償 還 希 望 回 数 回
(申 請 者 と 建 物 所 有 者 が 異 なる 場 合)	建 物 所 有 者	同 意	申 請 者 が <input type="checkbox"/> 水 洗 便 所 に 改 造 <input type="checkbox"/> 排 水 設 備 を 設 置 する こと に 同 意 し ます。
		住 所	〒
		氏 名	※自署

- 私(連帯保証人含む。以下同じ。)は、函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、同条例施行規程を確認し、了承します。
- 本工事は、新築・増改築による建築確認申請を要しないものです。
- 本工事の建物は、居住専用住宅または併用住宅です。
- 本申請の審査にあたり、私の所得の状況および市税の納入状況等について調査することに同意します。